

# 最上川下流緑地 ドッグラン

## 利用者登録にあたって

- このドッグランには管理人は常駐しておりません、多くの方が安全かつ快適利用できるよう利用規則を定めておりますので、ご理解のうえ仲良く譲り合ってください。
- このドッグランは無料でご利用になれますが、事前に利用者登録が必要となります。日常の清掃・除草等は利用者登録された皆さんにご協力をお願いしています。
- 一人一人が管理者の立場になり、ゴミや排泄物を持ち帰り、快適な施設としてご利用ください。
- 利用について
  - ・利用料は無料です。
  - ・利用時間は、照明灯を設置しておりませんので、日没後のご利用はご遠慮ください。
  - ・**利用期間は、4月上旬から11月下旬まで**ご利用になれます。  
(天候状況により、オープンが遅れる場合があります。但し、その期間内であっても気象状況や使用状況により、管理者の判断で閉鎖となる場合があります。また、除雪は行いませんので積雪によりご利用になれない場合もあります。)
- 利用者条件

事前に利用者登録を済ませた方及び登録した犬のみが利用可能です。登録条件は次のとおりです。

  1. 登録申請者は18歳以上で利用する犬の飼主であること。
  2. 利用規則を遵守される方であること。
  3. 利用できる犬は飼犬の登録を行っており、過去1年以内に狂犬病予防注射及び混合ワクチンの接種(3種以上)が済んでいること。
- 利用者登録について
  - ・登録料は無料です。
  - ・利用者登録の受付は酒田市役所 整備課公園緑地係で行っております。
  - ・受付時間は8時30分～17時15分です。なお、土曜日、日曜日及び祝祭日などの閉庁日における受付はできません。
  - ・郵送による利用者登録も可能です。所定の書類を郵送してください。
  - ・整備課公園緑地係で配布する「利用者登録申請書兼誓約書」と次の書類を用意して手続きしてください。
    - ①犬の鑑札(写真かコピー)
    - ②狂犬病予防注射済票の写し(登録申請日から1年以内のもの)
    - ③登録する犬の全体写真
    - ④混合ワクチン予防接種証明書の写し(登録申請日から1年以内のもの)
    - ⑤登録申請者の身分を証明するものの写し
  - ・鑑札、狂犬病予防注射済票を紛失された場合は再交付を受けてください。
  - ・登録証の有効期限は、交付日から施設利用期間の最終日までです。
  - ・毎年最初にご利用になる際に、次の書類を用意し登録の更新手続きをしてください。
    - ①狂犬病予防注射済票(登録更新申請日から過去1年以内のもの)
    - ②混合ワクチン予防接種証明書(登録更新申請日から過去1年以内のもの)
- その他
  - ・利用規則を守らない方はご利用をお断りする場合があります。